建設部長

## ○ 第1部 地域まちづくりについて

#### 1 道路の改善

## 【市からの状況説明】

- (1) 市道5号線の歩道補修の改修
- ・ 市道5号線は、損傷状況を見ながら、局所的に対応を行うが、舗装全体の打換え工事については、もうしばらく待っていただきたい。



- (2) 市道58号線の拡幅
- ・ 市道58号線は、矢ヶ瀧橋から市道東田原60号線との交差までの区間において、現在整備を実施している途中の段階である。せんずい橋の手前の一部区間において、矢ヶ瀧橋の工事に伴う工事車両通行のため、拡幅を実施しているが、まずは、矢ヶ瀧橋の周辺から北に向かって整備を実施していく予定である。







## (3) 市道名古木12号線の拡幅整備

・ ニトリの北側の市道名古木12号線は、今年度、ニトリ駐車場の周辺を拡幅した。来年度、引き続きその先の西へ拡幅工事を実施していきたいと考えている。また、傷んだ道路についても対応していきたい。



#### 【質問·要望·意見等】

## (要望)

- ・ 市道5号線について、東田原神社から井の城へ入る東田原60号があるが、道幅が狭い。市道5号線から50メートル入ったとこ 自治会 ろから急に狭くなり、片道一方通行でしか車両が通行できない幅である。
- ・ 若木保育園の園児が、ほぼ毎日散歩しているところを、車が通行しており大変危ない。また、救急車等の緊急車両が入りにくといった課題も多くある。
- ・ 畦畔の土地所有者が、畦畔の一部を無償提供してもいいと言っていただいているので、道路の拡張をお願いしたい。



#### (市回答)

・ 狭くなっている部分に高低差があるので、擁壁工事が必要となり、予算が大幅に必要となるため、市道全体の予算の中で考えて対応させていただきたい。

東田原中庭

建設部長

(要望) ・ 市道58号線について、せんずい橋の工事が終わった箇所からくずは台バス停までの片側住宅地で、片側が畑の箇所を拡幅していただきたい。畑側の地権者6軒のうち、5軒から拡幅の同意書をいただいている。1軒は、相続された方が亡くなりこれ以上調べようがないので、市で所有者等の調査をしていただきたい。今回、同意書を提出するので、早急に道路の拡幅をするよう要望する。	-
(市回答) ・ 要望に当たって、地域でまとめて同意を得ていただいたことは大変ありがたい。 ・ 既に、着手している矢ケ瀧橋から工事を進める。その後は、矢ケ瀧橋から北側に向かって順次拡幅していく中では、用地交流が必要になりますので、御相談させていただきたい。	建設部長
<ul> <li>(要望)</li> <li>・ 道路の予算は、優先順位はどのように決めているのか。</li> <li>・ 毎年続けて要望しないと、工事を行ってもらえないのか。</li> <li>・ 交通事故等が起きないと工事をしないのか。</li> </ul>	下宿自治会
(市回答) ・ 市民や企業等からの道路の拡幅やグリーンベルトの設置といった道路に関する要望は、毎年、年間約2千件寄せられている毎年多くの要望が寄せられる中で、いただいている要望から着手するという考えはあるが、事故多発箇所など、安全面の確保の観点から優先的に工事をする場合もあり、要望された順序や優先度により、工事の予算が決まる。 ・ 毎年、要望する必要はない。市では、要望を受け、台帳等を整備し、要望を管理している。 ・ 事故が起きないと工事をしないのではなく、危険度により、危ない箇所を改善するため、優先度が上がることがある。	
<ul> <li>(市回答)</li> <li>道路には、都市計画道路や生活道路がある。生活道路については、道路の拡幅や安全対策を求める内容など、様々な要望が年間約2千件、市へ寄せられる。例えば、通学路の問題であれば、教育委員会とも連絡を取りながら取り組む中で、優先順位を付けている。道路を整備するに当たっては予算が必要になるため、新年度の予算編成において、建設部内で各担当部局と緊急度や危険度、必要性等の情報共有をしながら、職員が持っている情報を寄せ集め、総合的に判断して優先順位を付けている。</li> </ul>	

#### (2) 鳥獣被害対策ジビエの取組について

## 【市からの状況説明】

- 農業被害における鳥獣の防除を推進するため、生産組合による箱わな等の捕獲やIAはだのが猟友会に依頼して行う銃器駆 :環境産業部 除に加え、秦野市鳥獣被害対策実施隊による銃器駆除を実施し捕獲の強化を図っている。
- ・ 捕獲後の食品等の利活用については、本年7月からジビエ利用試行事業として、松田町及び伊勢原市にあるジビエ処理加工 施設や市内精肉店の御協力により、捕獲したニホンジカの食肉加工を行い販売することで、飲食店等でのジビエ料理を提供し、 市民へのジビエ料理の体験機会を通じてニーズ把握を行っていきたいと考えている。
- シカやイノシシ等の動物の総合的な適正な頭数等については、県が策定する「動物保護管理計画」に基づき、県と市、JAが 共に連携して取り組んでいる。
- 農作物の被害についても、IAが調査し、市が取りまとめている。令和2年度の被害総額は、3千800万円であり、この9割が二 ホンジカとイノシシによる被害である。
- 鳥獣被害は営農意欲に影響するため、鳥獣被害防止計画に基づき、県、IA、生産組合、市が役割分担をし、連携して取り組 んでいる。具体的には、有害鳥獣対策協議会をつくり、IA、市、猟友会、生産組合が集まり、また、営農推進協議会からの協力も 得ている。
- ・ 鳥獣被害防止計画の具体的な内容は、「環境整備」「防除」「捕獲」の3つの基本施策である。1点目の環境整備は、本来、山 にいる動物が下りてきてしまう状況をやぶ払い等により住みわけするものである。2つ目の防除は、動物が来るのを防ぎ、また、動 物に食べられないような作物、例えば、最近PRしている青パパイヤ等を栽培することである。3つ目は、来る動物については捕獲 し、殺処分する。
- ◆ 令和元年度に、鳥獣被害対策実施隊を組織し、猟友会、市職員を含め、捕獲対策を行った。また、今年度、東地区において は、7月11日、8月12日、11月4日に約20名で捕獲に取り組んでいる。
- ・ 電気柵についての補助制度は、IAはだのへ御相談いただきたい。
- ▶ 防護柵のうち、広域獣害防護柵は面的に広く囲ったものであり、県が創設し、市が管理している。地域防護柵は、生産組合で 設置及び管理を行い、その費用は市とJAが共に作る営農推進協議会が全額負担している。
- わな猟ができる人材の育成の助成制度を昨年度から実施している。
- ・ 蓑毛地区の活性化委員会及び自治会連合会の協力等により、12月頃に荒廃農地のやぶ払いを実施予定である。
- ・ 令和元年度に結成した鳥獣被害対策推進協議会より、令和2年度から市が主体となり実施するドローンを活用した動物を追い 払う御提案もいただいたほか、勉強会を開催し、地域の被害における課題の明確化を図り、地域の特色に応じた具体的な対策を 行い、様々なアイデアを取り入れながら、総合力をもって取り組んでいる。
- ジビエについて、今年度4月から試行的に取り組んでいるが、運搬や食品衛生上の課題があるため進展が |難しい状況にあったが、今年7月に、既に営業許可を持つ松田町や伊勢原市の処理場で処理することになり、 渋沢駅や東海大学駅前の精肉店で販売されることになった。また、11月23日に鶴巻温泉駅前で自慢の味・ 人・土産を発見!秋のにぎわいフェアが実施され、ジビエ料理が提供される。

### 【質問・要望・意見等】

### (意見・質問)

- 前原自治会
- ・ 東小学校の5年生を対象に稲作体験を行っているが、公民館の裏の田んぼにもシカがやって来るため、子どもたちに、ショックを与えないように、関係者の協力により、様々な配慮をしながら取り組んでいる。また、シカは11月、12月に食べ物がなくなってくると、前原自治会や八幡自治会の庭先まで出てくる。
- ・ 1反辺りの農地に対して、電気柵だけでは対策が不十分なため、針金のネットを設置するが、費用が15~20万円かかる。退職後、親から受け継いだ農地に、これだけの設備投資をしながら農作物を作るのは、大変厳しい。生産者の意欲のために、現状の個人の防護柵に対する数万円の費用補助ではなく、もっと、これならばやってみようと思える支援をお願いするとともに、その制度を農業者に広く丁寧に周知してほしい。
- ・ 農業者が最も望む鳥獣対策は、捕獲である。11月に2回にわたり、前原地区の生産組合で全てのネットを点検した。カラスに 食い荒らされた白骨化したシカの角が網にひっかっかり、始末しているのが地域の現実である。市職員も実際に見て、一緒に取り 組んでいただきたい。
- ・ 名古木地区の周辺で新しい対策を行うという話を聞き、組合員の中には、農協でたくさんのネット等の資機材が購入されているのを見たという人もいる。 蓑毛地区で実施されたドローンによる調査を知らなかったが、 蓑毛地区や名古木地区、今後、どの地域でどんな取組を行うのか、お知らせいただきたい。
- 子どもが登校する上空をカラスが飛んでおり、獣だけでなくカラスの被害もあることを市職員には理解していただきたい。

## (市回答)

# 環境産業部

- ・ 市では、JAや農業委員会とともにはだの都市農業支援センターを設置し、一緒に仕事をしている。実際に、市職員も網に引っ 長かかったシカや腐敗するイノシシの片付けを行い、農業者の理解に努めている。
- ・ 鳥獣被害対策の強化に向けて、毎年、財政支援を含めた支援を県へ要望している。その中で、少しずつだが、県も対策が必要であるとの理解はしており、鳥獣被害は本市だけの問題ではなく、近隣の伊勢原市も同様に被害に困っていることから、引き続き、県や関係機関等と連携を図って取り組んでいきたい。
- ・ 名古木地区の新たな取組につては、把握していない。JAが中心となって進めている取組ではないかと思う。
- ・ カラスは、現実には、追い払うしかないと思うが、石を投げるとカラスに顔を覚えられ襲撃されることもあるので、注意が必要である。

東公民館 多目 ○ 第2部 市政全般について	
(市回答) ・ 子供広場は、民間の土地を活用し、広さは概ね300㎡以上、5年以上の利用が可能な土地を、市が無償で借り受けし、日常の維持管理は地元自治会が行うことを条件としている。 ・ 具体的な候補地が選定されているため、こども育成課へ御相談いただき、具体的な内容を伺い、対応する。	政策部長
(質問) ・ 行政と社会福祉協議会の関係はどのようなものなのか、また、どのような位置づけなのか。なぜ、募金活動を自治会が行わなければいけないのか疑問である。	下宿自治
(市回答) ・ 社会福祉協議会は、行政とは別の民間の組織で、社会福祉法に基づき設置され、公益的な活動を行っている。その活動内容の目的から、行政と地域が連携して取り組んでいる。行政は、制度的な支援はできるが、地域の支え合い、助け合うという民の活動を担っていただいている。 ・ 赤い羽根の共同募金は、戦後、「国民たすけあい活動」から始まり、社会福祉法で定義された事業で、集められた浄財は地域に配分している。昨年度は、新型感染症の影響により、駅前等での街頭募金が中止になったが、このような中にあっても、本市における市民や法人等の皆様から、約1千500万円の募金をいただいた。共同募金は、市内社会福祉法人の施設改修や車両の購入、ボランティア活動等の様々な福祉活動の支援に充てている。地域の助け合いという考えから、地域の皆様に一端を担っていただけるよう、強制ではなく、任意で、相互扶助の精神からお願いしているものである。お互いに福祉の心をもって、住み慣れた地域で安心して暮らせる「地域共生社会」のためにお力添えをお願いしたい。	-